

堺市霊園 合葬式墓地

使用申込のしおり



合葬式墓地とは、一つのお墓に多くの方のご遺骨と一緒に埋葬するお墓です。全体を大きなお墓とし、合同の祭壇でお参りをします。

合葬式墓地は、将来にわたって墓地管理者が管理を行うため、お墓を承継する方がいない場合も安心です。

■ この「しおり」をよくお読みになったうえでお申し込みください。

- 堺市霊園の合葬式墓地の埋蔵方法には、次の2つの方式があります。

【直接合葬】

最初から合葬室に他の方のご遺骨と一緒に共同埋蔵する方式

【一時収蔵施設保管後合葬】

一定期間（20年）ご遺骨を一時収蔵室で保管した後、合葬室に共同埋蔵する方式

【募集墓地】

名 称	堺市霊園 合葬式墓地
所 在 地	堺市南区鉢ヶ峯寺地内
埋蔵の方法	直接合葬 最初から合葬室に他の方のご遺骨と一緒に共同埋蔵をします。 ※埋蔵するご遺骨が親族でない場合は申し込めません。
	一時収蔵施設保管後合葬 20年間一時収蔵施設に保管した後、合葬室に他の方のご遺骨と一緒に共同埋蔵をします。 ※埋蔵するご遺骨が親族でない場合も申し込めます。

【申込受付】

令和7年8月8日（金）から随時受付開始

【申込資格】

○ 堺市民の方

- 申請日から使用開始日まで堺市に住所（住民登録）がある方で、ご遺骨をお持ちの方（改葬の場合を含む）

○ 堺市民以外の方

- 生前に堺市民であった方のご遺骨をお持ちの方（改葬の場合を含む）
- 堺市霊園又は堺市立霊堂の使用者で墓地又は納骨壇を返還して合葬式墓地に改葬する方

【使 用 料】

合葬式墓地	直接合葬	1体当たり 5万円
	一時収蔵施設保管後合葬	1体当たり 15万円
記名板（希望者のみ）		1枚当たり 5万円

※堺市民以外の方の合葬式墓地の使用料は1.5倍になります。（記名板の使用料は同一金額です。）

【管理料】

不要

【申込方法】

○ 郵送による申込

郵送先：〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地 堺市霊園管理事務所

○ 持参による申込

受付場所：堺市霊園管理事務所

受付時間：午前9時から正午 午後0時45分から午後4時まで

※メールやファクス等による申込はできません。

○ 提出書類

- 堺市霊園使用許可申請書（合葬式墓地用）（8ページ）
- 堺市霊園（合葬式墓地用）使用許可申請 確認書（9、10ページ）
- 堺市霊園（合葬式墓地用）埋蔵者内訳書（11ページ）
- 記名板内訳書（12ページ）
- 住民票

申請日の1ヶ月前以降に発行されたもので、マイナンバー及び本籍の記載のないもの。

- ご遺骨に関する添付書類（次のいずれかのコピー）

火（埋）葬許可証、埋蔵（収蔵）証明書、改葬許可証

※詳細については、別紙「合葬式墓地使用許可申請書の添付書類」（7ページ）を参照ください。

※上記のいずれかのほか、戸籍謄本等の書類が必要な場合もあります。

その場合は、堺市霊園管理事務所からご連絡させていただきます。

○ その他

ご遺骨に関する必要書類につきましては、ご遺骨の現在の保管状態や埋蔵状態によって、様々なケースが考えられます。

ご不明な点につきましては、申請者様個別の事情に応じてご対応いたしますので、申請前にご相談ください。

○ お問い合わせ先

堺市霊園管理事務所 電話番号：072-292-7455

ファクス：072-292-4431

メール：Sakaishi-reien@sakai-reien.jp

HP：<https://www.sakai-reien.jp/>

【注意事項】

○ 共通事項

- 使用許可を受けたご遺骨以外は埋蔵できません。
- 副葬品を納めることはできません。
- 宗教や宗派は問いません。
- 市や霊園管理者では供養、合同慰霊祭等はいません。
- 市が管理する身寄りのない方等のご遺骨を埋蔵又は収蔵する場合があります。
- 個人情報合葬式墓地使用に関する目的以外には使用しません。
- 現在保有するご遺骨を埋蔵するために許可を受けた後、正当な理由なく1年以内に埋蔵手続きを行わないときは、使用許可を取り消します。
- 埋蔵手続きをした後のご遺骨は分骨できません。
- ご遺骨は必ず骨箱又は骨壺に入れて持参してください。
- 骨箱又は骨壺は霊園管理者で処分します。
- 土葬されていたご遺骨を改葬するときは事前に火葬してください。
- ご遺骨が使用者の親族のものでないときは、あらかじめ堺市霊園親族外埋蔵承認申請書の提出が必要です。
- 法要等に霊堂内の和室が利用できます（有料）。
- 次の事項に該当するときは、使用許可の取消又は使用権が消滅することがあるのでご注意ください。
 - ・ その使用が暴力団の利益になり、又はなる恐れがあると認めるとき。
 - ・ 法令又は堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例若しくはこれら条例に基づく指示に違反したとき。

○ 合葬式墓地に関すること

- 参拝はモニュメントの前の祭壇で行ってください。
- お供え物等は持ち帰ってください。
- ご遺骨の埋蔵は霊園管理者が行います。埋蔵時の立会はありません。
- 合葬式墓地に埋蔵した後のご遺骨は返還（改葬）できません。

○ 一時収蔵施設に関すること

- 一時収蔵施設に保管できる骨壺又は骨箱は、たて20cm、よこ20cm、高さ21cm以内です。
- 一時収蔵施設におけるご遺骨の保管位置の指定はできません。
- 保管期間を経過したときは、一時収蔵施設に保管されたご遺骨は合葬式墓地に移します。合葬式墓地に埋蔵された後のご遺骨は返還（改葬）できません。
- ご遺骨を合葬式墓地に移す際に連絡等はいたしません。
- 参拝は祭壇で行ってください。
- ろうそく、線香等で火を使うものは使用できません。
- 電気式香炉には抹香を使用してください。
- 供花は献花台に置いて帰るか持ち帰ってください。
- お供え物等は持ち帰ってください。

- ご遺骨の収蔵は霊園管理者が行います。収蔵時の立会はありません。
- 一時収蔵施設で保管している間は、使用の取消を申し出ることができます。
- 使用の取消を申し出たときは、必ずご遺骨を引き取らなければなりません。
- 一時収蔵施設に保管中のご遺骨を引取（改葬）した場合、使用許可は消滅します（再使用できません）。
- 合葬式墓地の附属施設ですので、一時収蔵施設のための申込はできません。
- 大規模な集団での祭事（法要）等は禁止とします。

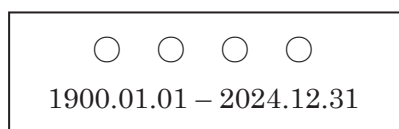
○ 記名板に関すること

- 希望者のみです。
 - 記名板に連名で彫刻することはできません。
 - 使用許可を受けたご遺骨の方以外のお名前は彫刻できません。
 - 2枚以上の記名板を連続して設置することを希望される場合は、同時に申し込んでください。
 - 一時収蔵施設には設置できません。
 - 材質、字体、設置場所を指定することはできません。
 - 設置後の記名板は取り外すことはできません。
 - 納められた記名板の使用料については、一切還付できません。
- ※記名板の使用料は一切還付できないため、納骨のとき又は納骨後の申込をおすすめします。

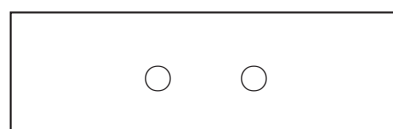
※記名板設置の申請は実際の納骨時又は納骨後も随時、受け付けています。

【記名板の大きさ、種類】

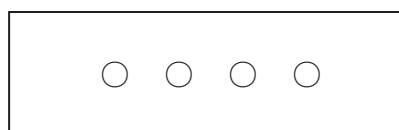
- ・ 大きさ たて 5 cm よこ 20 cm
- ・ 彫刻は以下から選んでください。（※申込後の変更はできません）



（氏名、生年月日、没年月日）



（姓のみ）



（氏名のみ）



記名板はこちらに設置されます。

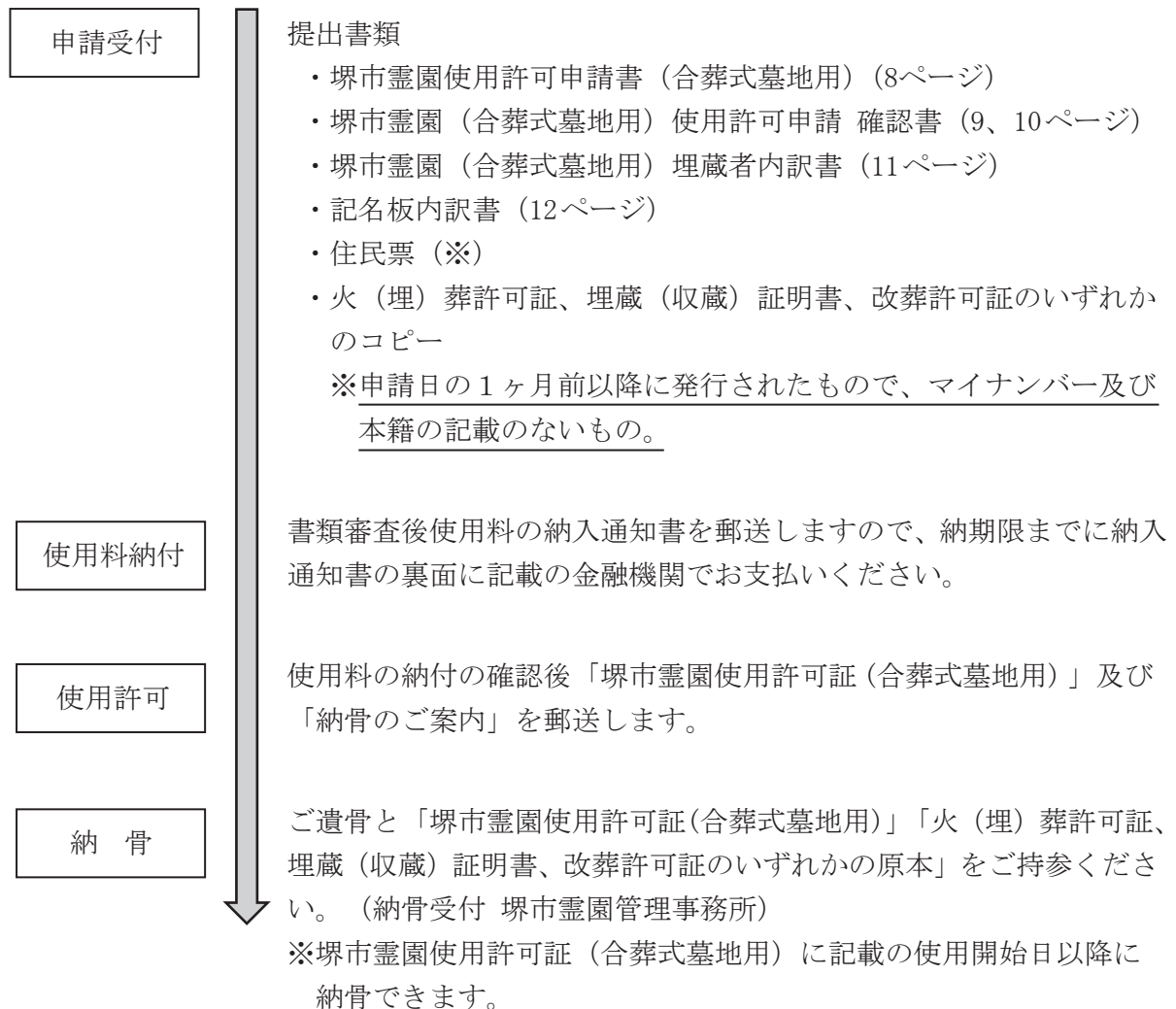
【使用料の還付】

納められた 合葬式墓地の使用料については、次の場合を除き還付しません。

（還付できる場合）※詳しくは堺市霊園条例で確認してください。

- ・ 許可を受けた後、埋蔵手続きをする前に使用を辞退した場合
合葬式墓地使用料の全額
- ・ 一時収蔵施設で保管しているご遺骨を改葬する場合
既納の合葬式墓地の使用料を20で除して得た額に、改葬が認められた日以後の残余期間を乗じて得た額の半額

【申込から納骨までの流れ】



※ 現在保有するご遺骨を埋蔵するために許可を受けた後、正当な理由なく1年以内に埋蔵手続きを行わないときは、使用許可を取り消します。

※ 上記により使用許可を取り消された場合、既納の使用料は還付しません。

【問合先】 堺市霊園管理事務所

〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地

電 話：072-292-7455

ファクス：072-292-4431

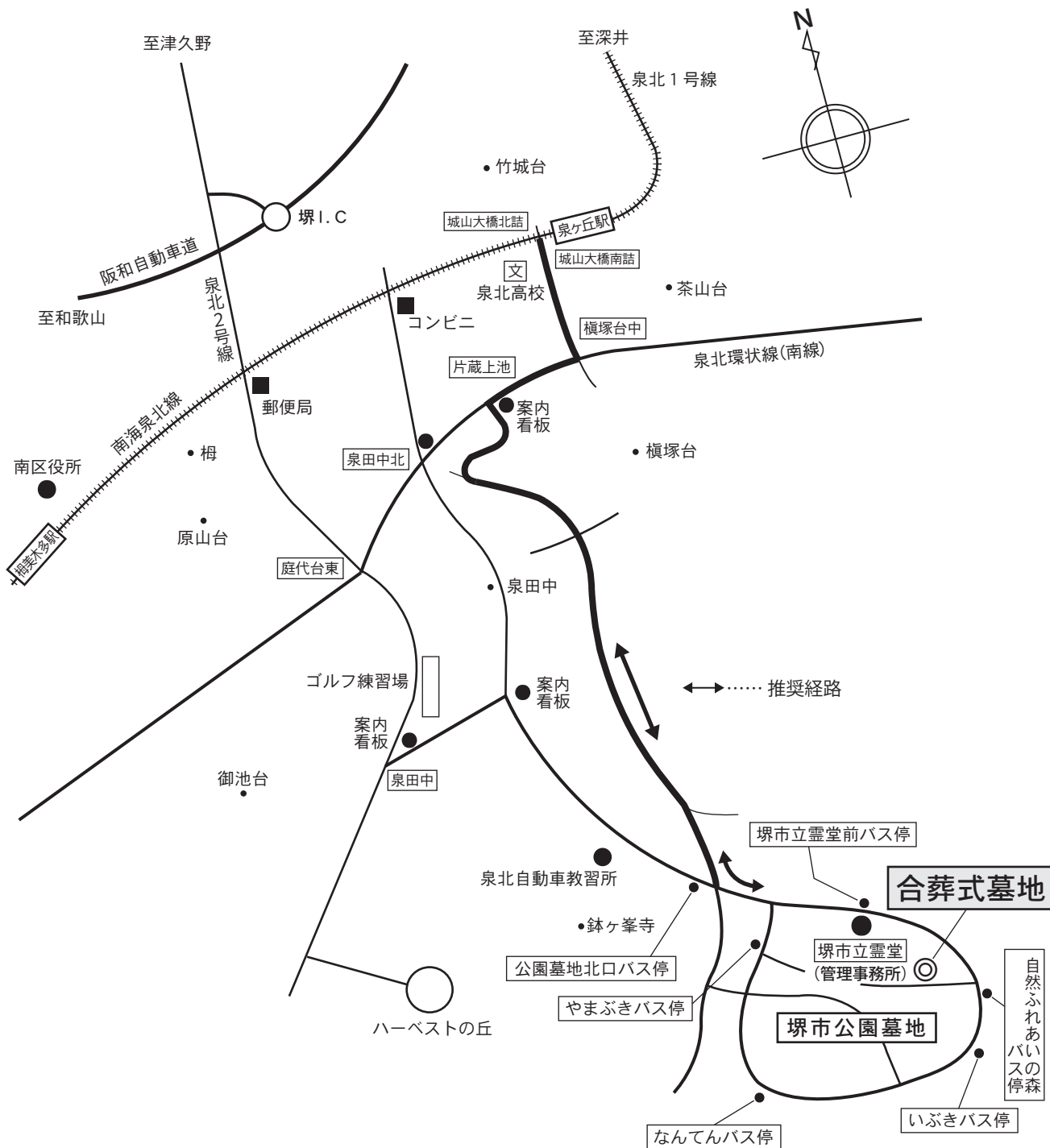
メール：Sakaishi-reien@sakai-reien.jp

HP：https://www.sakai-reien.jp/

堺市霊園（合葬式墓地）位置図

堺市霊園（合葬式墓地、一時収蔵施設）へは、南海泉北線「泉ヶ丘駅」より、南海バス南側②番乗り場「鉢ヶ峯」行きに乗車し、「公園墓地北口」バス停で下車してください。

日曜日・休日には直行バスがあります。合葬式墓地には「自然ふれあいの森」バス停を、一時収蔵施設（霊堂内）には「堺市立霊堂前」バス停をご利用ください。



合葬式墓地使用許可申請書の添付書類

区分（申請者が市民の方）		添 付 書 類
1	申請者が市民の方で親族のご遺骨を埋蔵する場合（直接合葬、一時収蔵施設保管後合葬共通）	① 住民票（注） ② 火（埋）葬許可証、埋蔵（収蔵）証明書、改葬許可証 いずれかのコピー ③ 上記②の書類で親族と確認できないときは、戸籍謄本等 親族であることが確認できる書類
2	申請者が市民の方で親族外のご遺骨を埋蔵する場合（一時収蔵施設保管後合葬のみ）	① 住民票（注） ② 火（埋）葬許可証、埋蔵（収蔵）証明書、改葬許可証 いずれかのコピー ③ 親族外焼骨埋蔵承認申請書
3	申請者が市民の方で堺市霊園又は堺市立霊堂を返還して改葬する場合（直接合葬、一時収蔵施設保管後合葬共通）	① 住民票（注） ② 埋蔵（収蔵）証明願 ③ 霊園又は霊堂納骨壇使用許可証の原本を提示 （注意事項） ※ 親族外の場合は一時収蔵施設保管後合葬のみ ※ 別途、返還届等の手続きが必要 ※ 埋蔵（収蔵）届のないご遺骨については、上記区分欄 1 又は 2 の書類が必要
区分（申請者が市民以外の方）		添 付 書 類
4	申請者が市民以外の方で生前市民であった親族のご遺骨を埋蔵する場合（直接合葬、一時収蔵施設保管後合葬共通）	① 住民票（注） ② 火（埋）葬許可証、埋蔵（収蔵）証明書、改葬許可証 いずれかのコピー ③ 上記②の書類で親族と確認できないときは、戸籍謄本等親族であることが確認できる書類 ④ 上記②の書類でご遺骨が市民のものと確認できない場合は、市民であったことを証明する書類
5	申請者が市民以外の方で生前市民であった親族外のご遺骨を埋蔵する場合（一時収蔵施設保管後合葬のみ）	① 住民票（注） ② 火（埋）葬許可証、埋蔵（収蔵）証明書、改葬許可証 いずれかのコピー ③ 上記②の書類でご遺骨が市民のものと確認できない場合は、市民であったことを証明する書類 ④ 親族外焼骨埋蔵承認申請書
6	申請者が市民以外の方で堺市霊園又は堺市立霊堂を返還して改葬するとき（直接合葬、一時収蔵施設保管後合葬共通）	① 住民票（注） ② 埋蔵（収蔵）証明願 ③ 霊園又は霊堂納骨壇使用許可証の原本を提示 （注意事項） ※ 親族外の場合は一時収蔵施設保管後合葬のみ ※ 別途、返還届等の手続きが必要 ※ 埋蔵（収蔵）届のないご遺骨については、上記区分欄 4 又は 5 の書類が必要 ※ 埋蔵（収蔵）していない市民以外のご遺骨は申請できません。

（注）申請日の 1 ヶ月前以降に発行されたもので、マイナンバー及び本籍の記載のないものを提出してください。

使用者コード										受付番号	号
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	---

様式第1号の2(第3条関係)

堺市霊園使用許可申請書(合葬式墓地用)

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

生年月日 年 月 日生

次のとおり霊園を使用したいので、堺市霊園条例及び堺市霊園条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

合葬式墓地における埋蔵方法 (□に✓を記入してください。)	☐ 直接合葬 ☐ 一時収蔵施設保管後合葬		
埋 蔵 数	体		
使 用 料	円		
記 名 板	有 ・ 無		
	記載事項 (彫刻文字)	氏 名	別紙のとおり
		生年月日	
	その他		
	使用料	円	

備考 使用料は、1体当たりの使用料の額に埋蔵する焼骨の数に乗じて得た金額とする。

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、□にレを記入してください。

☐ 使用に当たっては、堺市霊園条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。
☐ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。
☐ 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設等の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

本件、承認してよろしいか。

		文書分類番号					
年度	収受日	令和 年 月 日		所長	所長代理	係長	起案者
	決裁日	令和 年 月 日					
	施行日	令和 年 月 日					
公印使用日		令和 年 月 日					

公印使用

堺市霊園（合葬式墓地用）使用許可申請 確認書

合葬式墓地使用許可申請に際し、次の各項目につきましてご確認の上、ご署名をお願いします。

○ 共通事項

- 使用許可を受けたご遺骨以外は埋蔵できません。
- 副葬品を納めることはできません。
- 市が管理する身寄りのない方等のご遺骨を埋蔵又は収蔵する場合があります。
- 現在保有するご遺骨を埋蔵するために許可を受けた後、正当な理由なく1年以内に埋蔵手続きを行わないときは、使用許可を取り消します。
- 埋蔵手続きをした後のご遺骨は分骨できません。
- ご遺骨は必ず骨箱又は骨壺に入れて持参してください。
- 骨箱又は骨壺は霊園管理者で処分します。
- 土葬されていたご遺骨を改葬するときは事前に火葬してください。
- ご遺骨が使用者の親族のものでないときは、あらかじめ堺市霊園親族外埋蔵承認申請書の提出が必要です。
- 次の事項に該当するときは、使用許可の取消又は使用権が消滅することがあるのでご注意ください。
 - ・ その使用が暴力団の利益になり、又はなる恐れがあると認めるとき。
 - ・ 法令又は堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例若しくはこれら条例に基づく指示に違反したとき。

○ 合葬式墓地に関すること

- お供え物等は持ち帰ってください。
- ご遺骨の埋蔵は霊園管理者が行います。埋蔵時の立会はありません。
- 合葬式墓地に埋蔵した後のご遺骨は返還（改葬）できません。

○ 一時収蔵施設に関すること

- 一時収蔵施設に保管できる骨壺又は骨箱は、たて20cm、よこ20cm、高さ21cm以内です。
- 一時収蔵施設におけるご遺骨の保管位置の指定はできません。
- 保管期間を経過したときは、一時収蔵施設に保管されたご遺骨は合葬式墓地に移します。合葬式墓地に埋蔵された後のご遺骨は返還（改葬）できません。
- ご遺骨を合葬式墓地に移す際に連絡等はいたしません。
- ろうそく、線香等で火を使うものは使用できません。
- 電気式香炉には抹香を使用してください。
- 供花は献花台に置いて帰るか持ち帰ってください。
- お供え物等は持ち帰ってください。
- ご遺骨の収蔵は霊園管理者が行います。収蔵時の立会はありません。
- 一時収蔵施設で保管している間は、使用の取消を申し出ることができます。
- 使用の取消を申し出たときは、必ずご遺骨を引き取らなければなりません。
- 一時収蔵施設に保管中のご遺骨を引取（改葬）した場合、使用許可は消滅します（再使用できません）。
- 大規模な集団での祭事（法要）等は禁止とします。

○ 記名板に関すること

- 希望者のみです。
- 記名板に連名で彫刻することはできません。
- 使用許可を受けたご遺骨の方以外のお名前は彫刻できません。
- 2枚以上の記名板を連続して設置することを希望される場合は、同時に申し込んでください。
- 一時収蔵施設には設置できません。
- 材質、字体、設置場所を指定することはできません。
- 設置後の記名板は取り外すことはできません。
- 納められた記名板の使用料については、一切還付できません。



上記事項に同意します。

レ点を入れてください。

令和 年 月 日

氏 名

堺市霊園（合葬式墓地用）埋蔵者内訳書

申 込 区 分	直 接 合 葬 ・ 一 時 収 蔵
住 所	
フリガナ	
申込者氏名	
連 絡 先	

フリガナ	
死亡者氏名	
申込者との続柄 ※申込者からみた続柄を記入してください	

複数埋蔵申込（2体以上のご遺骨）の（有・無）を○で囲んでください

複数申込の有無	有 ・ 無
---------	-------

2体目以降の死亡者氏名・申込者との続柄をご記入下さい

2 体 目	フリガナ	
	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
3 体 目	フリガナ	
	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
4 体 目	フリガナ	
	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
5 体 目	フリガナ	
	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
6 体 目	フリガナ	
	死亡者氏名	
	申込者との続柄	

記名板内訳書

霊園 太郎 1900. 01. 01-2024. 12. 31

霊 園

霊園 太郎

Aタイプ 氏名・生年月日・没年月日

Bタイプ 姓（苗字）

Cタイプ 氏名

() タイプ	
氏 名	
生年月日～没年月日（西暦表記）	～
(名同時申請のうち 番目に記名)	

() タイプ	
氏 名	
生年月日～没年月日（西暦表記）	～
(名同時申請のうち 番目に記名)	

() タイプ	
氏 名	
生年月日～没年月日（西暦表記）	～
(名同時申請のうち 番目に記名)	

() タイプ	
氏 名	
生年月日～没年月日（西暦表記）	～
(名同時申請のうち 番目に記名)	

- ・ 常用外の漢字等、字体の違いにご注意のうえでご記入願います。

「高・高」「隆・隆」「吉・吉」「邊・邊」

- ・ 記載頂いた表記に基づいて確認書を作成し、改めてご郵送いたします。
- ・ 当該確認書の表記内容に誤りがなければ、署名後、ご返送をお願いいたします。
- ・ 納められた記名板の使用料については、一切還付できません。



合葬式墓地



合葬式墓地モニュメント



一時収蔵施設 祭壇



一時収蔵施設 収蔵棚